

## 半田商工会議所『あおぞら共済』見舞金・祝金支給要綱

(趣旨)

この要綱は、あおぞら共済加入者が病気の治療を目的として入院、ケガの治療を目的として通院したとき、また同居の両親が公的介護認定を受けたときに見舞金を支払うと共に、結婚や出産、加入者の子供さんの小学校入学、中学校を卒業したとき、また年齢による保険期間の満了を迎えたときに祝金等を支払うことを主な目的とします。

(責任開始)

第1条 この要綱は、半田商工会議所の団体定期保険生命共済制度（以下「主契約」といいます）の加入期間が、6ヶ月を超えた日から効力を有します。但し、結婚・出産・入学・卒業の祝金については1年を超えた日から効力を有します。

(保障期間)

第2条 この要綱の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

(失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この要綱も同時に効力を失います。加入者または受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合には、主契約と同時に本制度も解除となります。

(見舞金・祝金等の支払)

第4条 半田商工会議所は、加入者がこの要綱の保障期間中に次のいずれかに該当した場合に、加入者について定められた額の見舞金または祝金等を支払います。

### (1) 病気入院見舞金

加入者が病気により継続して5日以上、病院又は診療所に治療を目的として入院されたとき、別表に定める額を支給（5日以上又は20日以上 of いずれか一方を支給）。但し、主契約より保険金・給付金を受けた場合は見舞金は支払われません。

### (2) ケガ通院見舞金

加入者がケガにより5日以上、病院又は診療所に治療を目的として通院されたとき、別表に定める額を支給。但し、同一のケガに起因する請求は1回限りの支給とします。なお、主契約より保険金・給付金を受けた場合は見舞金は支払われません。また支払い対象事由は傷害保険に準じます。

### (3) 介護支援助成金

加入者が同居している両親が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けたとき、別表に定める額を支給。但し、認定を受けられた方一人に対し一回限りの支給とします。

### (4) 結婚祝金

加入者が結婚したとき、別表に定める額を支給。

### (5) 出産祝金

加入者及び加入者の配偶者が出産したとき、別表に定める額を支給。

(6) 小学校入学祝金

加入者と生計を一にする子が、小学校に入学したとき、1名につき別表に定める額を支給。

(7) 中学校卒業祝金

加入者と生計を一にする子が、中学校を卒業したとき、1名につき別表に定める額を支給。

(8) 満了時健康祝い

加入者が年齢による保険期間の満了を迎えたとき、別表に定める額相当の祝品を支給。

\*見舞金・祝金等を受ける回数は、上記の(1)・(2)・(4)の項目につき、1月1日より12月31日までの年1回を限度とします。

\*見舞金・祝金の額は支払事由が生じた時から見舞金は6ヶ月前、祝金は1年前の加入口数に応じた見舞金・祝金を支給します。

(見舞金・祝金等の請求)

第5条 加入者は、前条に規定する見舞金または祝金等の支払い事由が生じた場合には、半田商工会議所に連絡すると共に、下記の請求手続きを行ってください。

(1) 請求にあたり見舞金・祝金等の受取人(事業主)は「見舞金・祝金等給付請求書」を半田商工会議所に提出してください。

(2) 請求に際しては、見舞金・祝金等の請求要件に該当することを証明できる書類を添付ください。コピーでも結構です。

(見舞金・祝金等を支払わない場合)

第6条 半田商工会議所は、加入者が第4条の規定に該当した場合であっても、次の各号によるときは、見舞金・祝金等を支払いません。

(1) 加入者の故意によるとき。

(2) 見舞金・祝金等の受取人の故意によるとき。

(3) 加入者または受取人が反社会的勢力と認められる場合

(4) その他

(時効)

第7条 見舞金・祝金等請求する権利の時効は、下記の通りとし、その期間に半田商工会議所へ請求がない場合には請求権は消滅します。

(1) 病気による入院見舞金、ケガによる通院見舞金、介護支援助成金は、その支払事由が生じた時から3年間行わないときは、時効とします。

(2) 結婚祝金、出産祝金、入学祝金、卒業祝金は、その支払事由が生じた時から6ヵ月行わないときは、時効とします。

(その他)

第8条 この要綱に別段の定めがない場合及び変更する場合には、その都度、運営委員会において協議し、会頭が定めます。

付 則：本要綱は平成13年1月1日より施行します。

- 2 本要綱は平成20年1月1日より（趣旨、第1条、第4条、第8条）を改定し施行します。
- 3 本要綱は平成24年1月1日より（第7条、第8条）を改定し施行します。
- 4 本要綱は平成25年1月1日より（第3条、第6条）を改定し施行します。
- 5 本要綱は平成31年1月1日より（趣旨、第1条、第4条、第7条）を改定し施行します。
- 6 本要項は令和3年1月1日より（第4条、第5条、第7条）を改定し施行します。

## 別表

## 見舞金・祝金支給額表

加入口数		1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
半田商工会議所独自の 見舞金制度	☆病気による 入院見舞金（5日以上）・ 年1回限り	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	病気による 入院見舞金（20日以上） 年1回限り	5,000円	10,000円	一律 20,000円			一律 30,000円			一律 40,000円	
	☆ケガによる 通院見舞金（5日以上） 年1回限り	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	介護支援助成金 （同居両親の 公的介護認定）	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
半田商工会議所独自の 祝金制度	☆結婚祝金 （加入1年以上の加入者） 年1回限り	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	☆出産祝金 （加入1年以上の加入者・ 配偶者）	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	☆小学校入学祝金 （加入1年以上の加入者と 生計を一にする子1名）	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	☆中学校卒業祝金 （加入1年以上の加入者と 生計を一にする子1名）	2,500円	5,000円	一律 10,000円			一律 20,000円			一律 30,000円	
	満了時健康祝い （年齢による保険 期間の満了）	一律10,000円相当の祝品									